

令和4年三好市教育委員会3月定例会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

令和4年3月22日(火)

教育委員会1階 中会議室

開催 午後2時00分

閉会 午後3時00分

(2) 出席委員の氏名

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 教育長 | 竹内 明裕 | | |
| 委員 | 喜多 雅文 | 委員 | 大北 慶子 |
| 委員 | 植本 修子 | 委員 | 深田 晃司 |
| 委員 | 石井 一次 | | |

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

| | |
|----------------------|-------|
| 教育次長 | 宮岡 浩司 |
| 学校教育課長兼三好市学校給食センター所長 | 宮内 一也 |
| 社会教育課長 | 細田 博樹 |
| 学校教育課指導主事 | 立花 久 |
| 学校教育課主幹 | 岡田 由紀 |
| 学校教育課主任主査 | 高畑 茂佳 |
| 社会教育課主幹 | 土井 尚美 |

(4) 傍聴人

▼傍聴人

0名

〔開 会〕

教育長 定例会を開催する旨を告げる。

〔教育長の報告〕

教育長 令和4年2月23日から本日定例会までの主な事項について報告する。

教育次長 2月25日から3月18日の間に開催された三好市議会2月定例会について報告する。

教育長 教育委員の選任について補足説明する。

〔前回会議録の承認〕

教育長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

〔議 事〕

教育長 議事に入ることを告げる。

議案第9号 三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱の一部を改正する告示について

教育長 説明を求める。

学校教育課主幹 主な改正は、教育長としての支出といった表現を改め、教育委員会としての支出とするものである。

喜多委員 趣旨において、規程を告示に改めているのはなぜか。

学校教育課長 三好市文書規程において定められている文書の種類、性質に即したものとした。

教育長 議案第9号を原案のとおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第9号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第10号 三好市立池田中学校スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則について

教育長 説明を求める。

学校教育課主任主査 生徒数の減少に伴い、スクールバスに空席がある。池田中学校スクールバスの利用において、校区外通学の利用も可能とするために改正するものである。

学校教育課長 保護者から市長への相談が発端である。現行の規則では、池田町外に住所を有する生徒は指定校を変更して通学しているため、スクールバスを利用することができない。全面的にスクールバスの利用を認めると、生徒の流出につながる恐れがある。今回、スクールバスについてのみ認めることとした。登校は各保護者の移動手段によるが、下校については、池田中学校スクールバスに乗車することが可能となる。今後、時間をかけ協議を進めていく予定である。

教育長 池田町と山城町の町境は、旧池田第一中学校と池田中学校の校区が入り込んでいる。他の地区も考慮しなければならない。今回に関しては条件が整ったが、登校便に関しては、時間をかけて協議する必要がある。

喜多委員 校区外の通学生となると、どこまでの範囲となるのか不安であった。スクールバスがどのように運行されているのか分からない。第4条において、あらかじめ保護者は校長と相談することになっているが、どのような内容になるか。非常変災等の緊急の場合の対応はどうか。

学校教育課長 今回のルートは山城町永見団地前を通過し、池田町川崎へ運行している。希望者は十分対応できるが、万が一定員を超えるような場合は、全希望者を断ることも考えられるが、まずないと思われる。保護者とは年度当初に連携がとれている。大筋の話し合いができていたので、都度の相談は必要ない。緊急時については、特別便扱いとなる。

植本委員 小学校の制度はないか。

学校教育課主任主査 小学生はスクールバスに乗車していない。

植本委員 馬場地区は保護者の負担があるように思う。

学校教育課主任主査 馬場地区には、遠距離通学補助金として、自家用車による送迎に対して補助金を交付している。

植本委員 西山地区は、中途半端な地域となっているように思う。

学校教育課主任主査 西山地区は、タクシーによる送迎を行っている。

教育長 議案第10号を原案のとおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第10号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第 1 1 号 三好市立幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令について

教育長 説明を求める。
学校教育課主幹 私有車の公務使用にあたり提出すべき様式中の押印を廃止するものである。
教育長 議案第 1 1 号を原案のとおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 1 1 号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第 1 2 号 三好市公民館地区館及び公民館分館運営規則の一部を改正する規則について

教育長 説明を求める。
社会教育課主幹 実態に即した運営に改めるものである。
喜多委員 館長、主事とはどういった職になるのか。
社会教育課主幹 市内に 3 地区館と 5 3 分館がある。運営については、各地区館及び分館で決定している。これらの職員は教育長の推薦によるものと定められているが、実態は報告においてなされている。
教育長 合併前は教育長による推薦であったようで、ある地区より推薦依頼があった。
喜多委員 住んでいても、どこに何があるか知らないことが多い。
深田委員 図書館と公民館は別なものか。この規則には図書に関することは定められていないか。
社会教育課長 図書については図書館条例がある。池田町と井川町が図書館であり、他の地域は図書室である。その所在は、支所や公民館となってる。図書館長は教育次長が兼務している。
教育長 議案第 1 2 号を原案のとおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 1 2 号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第 1 3 号 三好市教育委員会表彰について

教育長 説明を求める。

学校教育課主幹 三好市教育委員会表彰規則に基づき、公益社団法人池田法人会に感謝状の授与を行うにあたり承認をお願いするものである。同団体より、令和2年9月～10月及び令和3年4月～5月の間に三好内の小中学校の児童生徒及び教職員全員にアルコール手指消毒液のご寄付をいただいたことに対する感謝状の授与になる。

教育長 議案第13号を原案のとおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第13号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第14号 三好市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 説明を求める。
社会教育課長 三好市文化財保護審議会委員の委嘱にあたり、三好市文化財保護条例第7条の規定により、承認を求めるものである。

教育長 議案第14号を原案のとおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第14号を原案どおり決定する旨を告げる。

議案第15号 三好市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長 説明を求める。
社会教育課長 令和4年3月31日に任期満了となる次期のスポーツ推進委員の委嘱にあたり、承認を求めるものである。

教育長 議案第15号を原案のとおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第15号を原案どおり決定する旨を告げる。

〔閉 会〕

教育長 本日の議事がすべて終了したので閉会する旨を告げる。